

保護者・生徒のみなさま

大阪女学院中学・高等学校
校 長 中 村 真 喜 子

新型コロナウイルス感染症への対応について

平素は、大阪女学院の教育活動へのご理解とご協力を感謝いたします。

さて、2月1日新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」となる政令が施行されました。これにより、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症（学校において予防すべき感染症）となりました。また、2月18日には文部科学省及び大阪府教育庁私学課より、生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についての通達がありました。

つきましては、下記について、ご理解とご協力をお願いします。

なお、日々状況が変化しており、今後、行政からの指示・指導も変わっていく可能性があります。その都度、ご連絡を差し上げますので、お含みおきください。

記

1. 現段階での学校での取り組み

こまめな手洗いやうがい、各階の廊下に設置しているアルコール消毒液の使用などを呼びかけ、教室の換気に努めます。学校発行の「保健だより」をご覧ください。(クローズドサイトにも掲載しています)

2. 新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとき

裏面を参照して対応してください。(必ずお読みください)

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ・生徒本人が当該感染症と診断された場合
治癒するまで出校停止となり学校に登校することはできません。欠席の扱いにはなりませんので、療養および感染防止に努めてください。医師から登校の許可を得て、再登校する際に、「出校停止」申請書を担任に提出してください。
- ・生徒と同居されているご家族が罹患された場合
生徒を出校停止とします。この場合も医師から登校の許可を得て、再登校する際に、「出校停止」申請書を担任に提出してください。
- ・万が一、生徒もしくはご家族の方が発症された場合は、速やかに学校にご連絡ください。
「出校停止」申請書は学校のホームページからダウンロードしてください。

4. ご家庭でのお願い

- ・風邪やインフルエンザが多い時期であることをふまえて、基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。(手洗い、咳エチケット、規則正しい生活、人混みを避けるなど)
- ・体調不良の際は登校前に検温を行い、発熱などの風邪症状がある場合は無理な登校を控えてください。

5. 臨時休業、行事変更の判断について

- ・大阪府から、学校全部または一部の臨時休業の要請があった場合はもちろんのことですが、要請がない場合でも、学校において多数の罹患が生じた場合には、学院として臨時休業等の判断を行う場合があります。現段階では、卒業礼拝は行う予定ですが、参加者縮小等の措置を行う可能性があります。

生徒、保護者、教職員の健康、安全に細心の注意を払いつつ、また、周囲の方々、互いの人権に配慮しつつ、適切な対応を行っていきたいと思います。何卒ご協力をお願いします。

以上

◆ 大阪府 HP 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う電話相談窓口について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

※番号にお間違えの無いようご注意ください

○ 府民向け相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、府民の皆様からの健康相談に応えるための電話相談窓口

【相談窓口】 専用電話 06-6944-8197 ファクシミリ 06-6944-7579

【受付時間】 午前9時から午後6時まで (土曜・日曜・祝日も対応)

○ 帰国者・接触者相談センター

【相談対象者】 次のアからオのいずれかに該当する方

ア 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方と濃厚接触した方

※ 渡航先・居住地等について厳密に該当しない場合も相談対象とする。

ウ 発熱または呼吸器症状（軽症を含む）があり、新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触した方

エ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

オ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ エまたはオの状態について、高齢者や基礎疾患等のある方は、2日程度続く場合とする

※ センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【相談窓口】 Excelデータ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00347121/R020214hokennjo.xlsx>

※ 電話番号が変更される場合があります。最新の情報をご確認ください。

帰国者・接触者相談センター			※令和2年2月14日現在		
開設場所（対応部署名）	対応時間		対応日	電話番号	FAX
	開始時間	終了時間			
大阪府池田保健所	9:00	17:45	平日	072-751-2990	072-751-3234
大阪府吹田保健所	9:00	17:45	平日	06-6339-2225	06-6339-2058
大阪府茨木保健所	9:00	17:45	平日	072-624-4668	072-623-6856
大阪府守口保健所	9:00	17:45	平日	06-6993-3131	06-6993-3136
大阪府四條畷保健所	9:00	17:45	平日	072-878-1021	072-876-4484
大阪府藤井寺保健所	9:00	17:45	平日	072-955-4181	072-939-6479
大阪府富田林保健所	9:00	17:45	平日	0721-23-2683	0721-24-7940
大阪府和泉保健所	9:00	17:45	平日	0725-41-1342	0725-43-9136
大阪府岸和田保健所	9:00	17:45	平日	072-422-5681	072-422-7501
大阪府泉佐野保健所	9:00	17:45	平日	072-462-7703	072-462-5426
大阪市保健所	9:00	17:30	平日	06-6647-0641	06-6647-1029
堺市保健所	9:00	17:30	平日	072-228-0239	072-222-9876
高槻市保健所	8:45	17:15	平日	072-661-9335	072-661-1800
東大阪市保健所	9:00	17:30	平日	072-963-9393	072-960-3809
豊中市保健所	9:00	19:00	平日・土日祝	06-6151-2603	06-6152-7328
枚方市健康部	9:00	17:30	平日	072-841-1326	072-841-2470
八尾市保健所	8:45	17:15	平日	072-994-0661	072-922-4965
寝屋川市保健所	9:00	17:30	平日	072-829-8455	072-838-1152

☆ 厚生労働省では、相談・受診の目安が示されていますので、参考になしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

◆ 大阪府 HP 「大阪府保健所所在地一覧」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaiichi.html>

大阪府保健所 所在地一覧

保健所名称	所在地	所管区域
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町3-19	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
吹田保健所	〒564-0072 吹田市出口町19-3	吹田市
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町8-11	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5(守口市庁舎8階)	守口市、門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町1-16	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	〒584-0031 富田林市寿町3-1-35	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町6-12-3	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-1	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

保健所設置市保健所 所在地一覧

保健所名称	所在地
大阪市保健所	〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメッセ 10F
堺市保健所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 (市役所内)
東大阪市保健所	〒578-0941 東大阪市岩田町4-3-22-300
高槻市保健所	〒569-0052 高槻市城東町5-7
豊中市保健所	〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1
枚方市保健所	〒573-0027 枚方市大垣内町2-2-2
八尾市保健所	〒581-0006 八尾市清水町1-2-5
寝屋川市保健所	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-3

◆ 大阪府 HP 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う電話相談窓口について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html> ※番号にお間違えの無いようご注意願います。

○ 府内在住外国人向け相談窓口

◇ 大阪府国際交流財団 (OFIX) 大阪府外国人情報コーナー 06-6941-2297 【受付時間】月曜日、金曜日 9時から20時まで(祝日除く) 火曜日から木曜日まで 9時から17時30分まで(祝日除く) 第2日曜日、第4日曜日 13時から17時まで	対応言語 11 言語： 英語、中国語、韓国・朝鮮語、 ポルトガル語、スペイン語、 ベトナム語、フィリピン語、 タイ語、インドネシア語、 ネパール語、日本語に対応
---	---

○ その他の相談窓口

専用電話	対応言語・相談対象
◇ 大阪観光局 http://ofw-oer.com/call/ またはQRコードを読み込んでください  web ページ上の「tourist guide」をクリックすると コールセンターへつながります。 【受付時間】7時から23時まで (タイ語・ベトナム語は、9時から18時まで)	対応言語：8 言語 日本語、英語、中国語、韓国語、 スペイン語、ポルトガル語、 タイ語、ベトナム語
◇ 大阪観光局 080-1460-7627 080-1463-3489 ※24 時間対応	対応言語：中国語 ※ 中国人観光客
◇ 日本政府観光局 050-3816-2787 ※24 時間対応	対応言語：4 言語 英語、中国語、韓国語、 日本語 ※ 緊急時案内(事故・病気等)、 災害時案内、一般観光案内